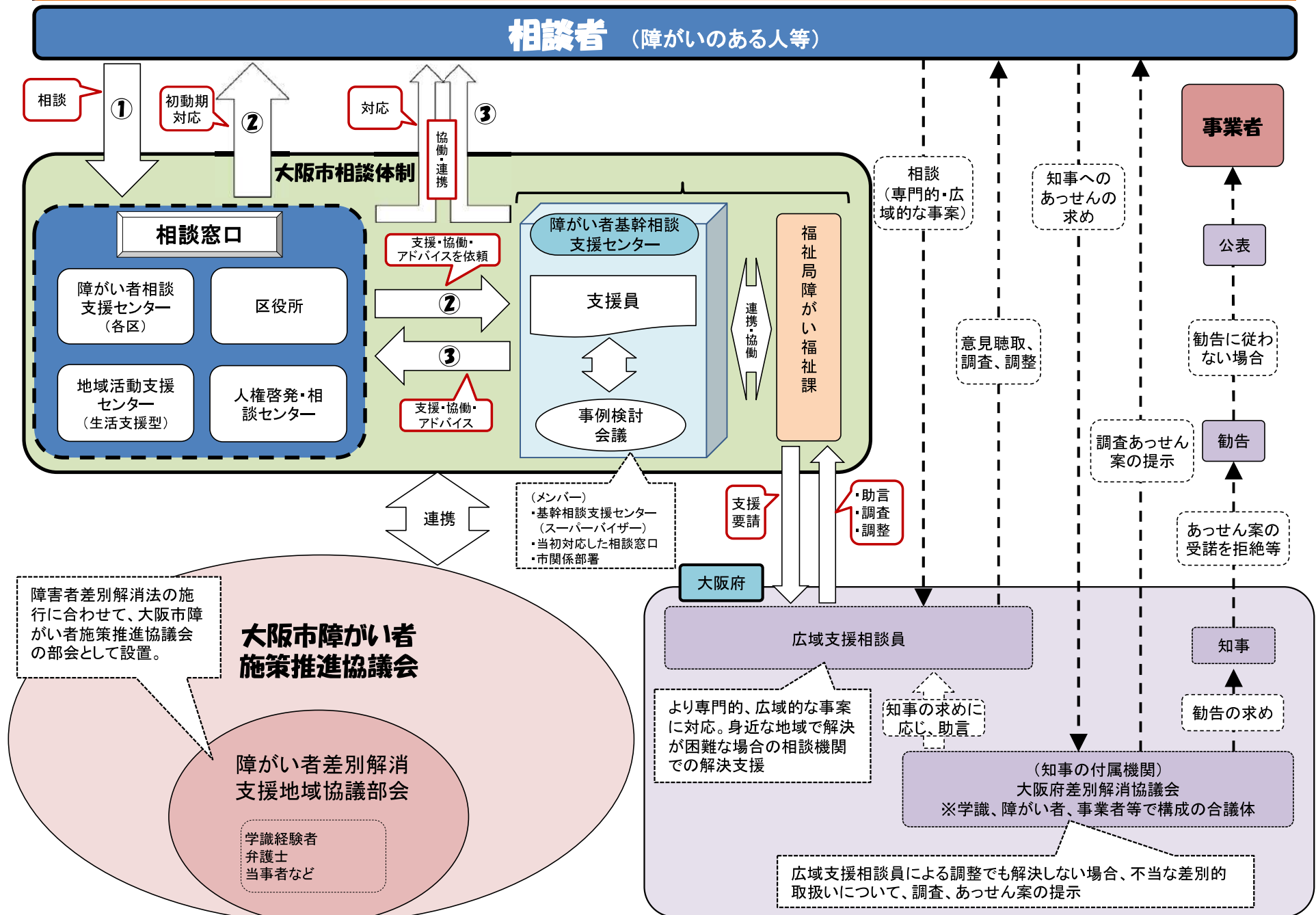


本市における障がい者差別解消のための推進体制

(事業者等によるもの)

資料 8-1



大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会(概要)①

部会の設置

設置の目的

地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

【法第17条第1項】

障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針

法で定める構成員等の要件を満たせば、既存の会議体を地域協議会として新たに位置づけることが可能であり、地域協議会を新たに組織するか、又は既存の会議体を地域協議会として位置づけるかについては、地域協議会を組織する国の機関及び各地方公共団体の判断に委ねられる。

大阪市障がい者施策推進協議会条例 第6条第1項

協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

本市では、市障がい者施策推進協議会の部会として設置

部会の構成員

【障害者差別解消法 第17条第2項】

学識経験者、特定非営利活動法人その他の団体、国の機関、地方公共団体が必要と認める者

【障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針】 ※想定される地域協議会の構成機関等(地域の実情に応じて構成)

国の機関、学識経験者、法曹関係、当事者関係、教育関係、福祉関係、医療・保健関係、事業者

【本市部会委員】

学識経験者、弁護士、当事者、相談支援事業者、医師会、成年後見支援センター、国の機関

※なお、広範な分野に対応するため、必要な場合は新たな委員を委嘱

大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会(概要)②

部会の事務等

【障害者差別解消法 第18条】

- ・法第17条第1項の目的を達するため、情報の交換や、相談及び事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組に関する協議
- ・構成機関等から要請があった場合、他の構成機関等に対し、相談を行った障がい者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力の求め

【障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針】

地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じ、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事例の発生防止の取組など、差別の解消のための取組を主体的に行えるようにするための事務



【本市部会の主な事務】

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ・障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信の協議